

## **[事案 2020-23] 転換契約無効請求**

・令和2年12月3日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 2020-24] の申立人と同一である。

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年8月に利率変動型積立終身保険を終身医療保険に転換したが、契約の際、健康状態の影響により、希望していた6大疾病保障特約を付加できないことが判明したものの、募集人から「転換前契約に戻すことはできない」と説明を受けたため契約した。しかし、実際には転換前契約に戻すことが可能であったため、契約転換を無効にして、転換前契約に戻してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の健康診断結果を確認して、申込書等を本社に提出するに際し、「もしかしたら条件がつくかもしれません。だめだったら元の契約に戻るだけなのでとりあえず出してみましょう。」という趣旨の発言をしており、その後も何度か「元の契約に戻るだけ。」との発言をしている。
- (2)申立人が、6大疾病保障特約の申込みを取り消すという選択肢はないとの錯誤に陥っていたとしても、そのような動機は示されていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)契約転換の1つの誘因事由として、6大疾病保障特約が付けられるということは十分に考えられる。
- (2)事情聴取において申立人は、「転換しないという選択肢があると認識していなかった。」と思われる発言をしており、6大疾病保障特約に加入できないとわかった時点で、募集人が転換しないこともできるという説明を十分に行っていたのかという点に疑問が残る。